

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第四号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

法第27条の26第3項に基づく届出書

【提出先】

\_\_\_\_\_財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【提出日】

平成 年 月 日

第1【届出者の概要】(4)

1【届出者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

2【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

3【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

第2【基準日】(5)

新基準日（月末日）				
旧基準日（月末日）				

基準日変更の理由	
----------	--

### 第3【届出者の類型】(6)

届出者の類型	
証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称	

(記載上の注意)

#### (1) 一般的事項

- a 第11条第3号に規定する証券会社等又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- b 変更の届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、届出者の氏名又は名称に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- c 変更の届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

#### (2) 提出書類

基準日の届出書又は変更の届出書のいずれかを記載すること。

#### (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- b 届出者が、第11条第3号に規定する証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であつて、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該届出者がその氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

#### (4) 届出者の概要

第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

#### (5) 基準日

- a 基準日の届出書を提出する場合には、「新規基準日」欄に任意3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。

b 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(6) 届出者の類型

a 「届出者の類型」欄には、第11条第1号、第2号若しくは第3号又は第14条第1号若しくは第2号のうち、該当する類型を記載すること。

b 「証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第3号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、第11条第1号若しくは第2号又は第14条第1号に掲げる者に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。